**支給対象者及び支給手続きについて**

必ずお読みください

**【支給対象者】**

○　以下に示す【対象児童】を養育する保護者のうち所得が高い方を支給対象とします。

　ただし、令和2年の所得（一定の控除額を控除した後の額）が児童手当（特例給付を除く）の所得制限限度額未満の方に限ります。

（公務員の児童手当受給者で**特例給付の支給を受ける方も支給対象者になりません。**）

　「特例給付の支給を受ける方」とは、令和２年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童１人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額（万円） | 収入額の目安（万円） |
| ０人 | 622 | 833.3 |
| １人 | 660 | 875.6 |
| ２人 | 698 | 917.8 |
| ３人 | 736 | 960 |
| ４人 | 774 | 1002 |
| ５人 | 812 | 1040 |

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

１．所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき６万円を加算した額。

２．扶養親族等の数が６人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、１人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※　入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和３年９月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

**【対象児童】**

○　以下のお子さんを対象児童とします。

・令和３年９月分の児童手当（本則給付）の対象となっているお子さん

・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生世代）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

※対象児童が婚姻している場合は対象外

・令和3年9月以降令和4年３月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

○　児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

**【支給額】**

○　支給額は、対象児童１人当たり100,000円です。

⇒裏面も確認ください

**【給付金の支給手続き】**

〇　給付金を受けるには**申請が必要になります。**

○　提出された申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対して、申請書に記載された指定口座に振込みます。（申請から振込までおおむね3～4週間を目安として下さい。）

**【申請方法（郵送届出方式）】**

○　記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、同封の返信用封筒にて**原則郵送で提出**してください。新型コロナウイルス感染拡大防止のためご協力をお願いします。

○　申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。

**（全員）・**申請者の方の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し

※　外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

・振込口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

**（児童手当受給者が公務員）**令和３年９月分の児童手当（本則給付）を所属庁から受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定 通知書の写し、令和３年９月分児童手当振込通帳等）

**（高校生世帯等）・**申請者及び配偶者の方の令和３年度（令和２年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書。ただし、令和3年1月1日時点鳥取市に住民票がある方、または申請書に申請者及び配偶者の個人番号を記載の方は不要。

※令和3年1月1日時点鳥取市に住民票がない方は、申請者、配偶者問わず申請書の個人番号欄横の余白に、令和3年1月1日時点に住民票があった市町村名をご記入ください。（未記入の場合、電話で問い合せをさせていただく場合があります。）その際、個人番号が確認できる書類（個人番号カード又は通知カード等）の写しを添付してください。

　　・養育する児童が鳥取市以外に別居している場合は、児童の属する世帯全員分の住民票（本籍地・続柄記載のもの）

**【鳥取市からの問合せについて】**

○　申請内容に不明な点があった場合、鳥取市から問合せを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに鳥取市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

**【その他】**

○　DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

○　子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。

○　子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

○　ご不明な点がありましたら、以下までお問い合せください。

鳥取市健康こども部こども家庭課　育成係

電話：０８５７－３０－８２３９